

(第一類 第十四号)(附屬の七)

衆議院予算委員会第六分科会議録 第百八十九回国会

(農林水産省及び
環境省所管)

第一号

(五)

本分科会は平成二十七年三月五日(木曜日)委員会において、設置することに決した。

三月九日

本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

石原 宏高君	小倉 將信君
小池百合子君	鈴木 俊一君
階 猛君	重徳 和彦君
中野 洋昌君	
た。	
石原宏高君が委員長の指名で、主査に選任され	
三月九日	

平成二十七年三月廿日(火曜日)

出席分科員

主查 石原 宏高君

池田道孝君

小倉
將信君

小池百合子君

藤井比早之君

牧島かれん君

菊田真紀子君

中根
康浩君

井出庸生君

重德
和彦君

橫山
博幸君

中野 洋昌君

兼務 小山 展弘君

兼務 京馬尾英一郎君

兼務
田村
貴昭君

— — — — —

農林水産大臣
環境大臣

第一類第十四号(附屬の七)

予算委員会第六分科会議録(農林水産省及び環境省所管)第一号 平成二十七年三月十日

衆議院予算委員会第六分科会議録（農林水産省所管） 第一號

第一分科員小山展弘君、第三分科員濱村進君、第四分科員後藤祐一君、第七分科員齋尾英一郎君、田村貴昭君及び藤野保史君が本分科兼務となつた。

本日の会議に付した案件

平成二十七年度一般会計予算

平成二十七年度特別会計予算

平成二十七年度政府関係機関予算

(農林水産省及び環境省所管)

○石原主査 これより予算委員会第六分科会を開会いたします。私が本分科会の主査を務めることになります。よろしくお願い申し上げます。

本分科会は、農林水産省及び環境省所管について審査を行つことになつております。なお、各省所管事項の説明は、各省審査の冒頭に聽取いたします。平成二十七年度一般会計予算、平成二十七年度特別会計予算及び平成二十七年度政府関係機関予算中農林水産省所管について、政府から説明を聴取いたします。林農林水産大臣。

○林國務大臣 初めに、予算の基礎となつてゐる農林水産施策の基本方針について御説明をいたします。私は、平成二十四年十二月の政権交代以降、農林水産大臣として、攻めの農林水産業の推進に向けた検討を進め、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめるなど、農林水産業の成長産業化に向けた政策改革に取り組んでまいりました。また、昨年秋以降は、与党の立場から、先般の農協改革の法制度等の骨格の取りまとめを初め、攻めの農林水産業の実行に向けて取り組んでまいりました。

このたび、再度、農林水産大臣の重責を担うこととなり、身の引き締まる思いであります。農政改革を切れ目なく、さらに前に進め、強い農林水

産業と美しく活力ある農山漁村の実現に全力で取り組んでまいります。併せて、地元ニーズにきめ細かく対応するため、新たに畦畔食料・農業・農村基本計画の見直し作業も進めております。農政の中長期的ビジョンとして、施設業構造の展望や具体的な経営発展の姿等についてお示ししてまいります。

次に、平成二十七年度農林水産予算の概要を御説明申し上げます。

平成二十七年度農林水産予算の総額は、関係府省計上分を含めて二兆三千九十九億円、その内訳は、

公共事業費が六千四百九十九億円、非公共事業費が一兆六千四百九十九億円となつております。

農林水産予算の編成に当たつては、農林水産業・地域の活力創造プランに基づき、農政改革を着実に進め、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村を実現するための施策に予算を重点的に措置したところであります。

以下、農林水産予算の重点事項につきましては、

委員各位のお許しをいただきまして、御説明を省略させていただきましたと存じます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○石原主査 この際、お諮りいたします。

ただいま林農林水産大臣から申し出がありました農林水産関係予算の重点事項の説明につきましては、農林水産省関係予算の重点事項の説明につきましては、これを省略して、本日の会議録に掲載いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原主査 御異議なしと認めます。よつて、そ

以下の予算の重点事項について御説明申し上げます。

第一は、担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進であります。

第二は、日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進であります。

第三は、新たな経営所得安定対策の着実な実施であります。

第四は、農地中間管理機構を本格稼働させるとともに、農地の大区画化等を進めてまいります。

第五は、農林水産物・食品の高付加価値化等の元ニーズにきめ細かく対応するため、新たに畦畔除去等の農地整備を機動的に実施するとともに、耕作放棄地の再生利用を進めてまいります。また、多様な担い手の育成・確保に向け、青年就農者等に給付金を給付するとともに、法人での実践研修、担い手の円滑な経営継承等を支援してまいります。

第六は、日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進であります。

第七は、生産振興対策であります。

第八は、食の安全・消費者の信頼確保であります。

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承を進めてまいります。また、国別・品目別輸出戦略を着実に実行するため、米や畜産物などの品目別輸出団体の育成や輸出対応型施設の整備等を支援してまいります。併せて、食のインフラシステムの輸出や国際空港近辺における輸出拠点化構想づくりを支援してまいります。

第九は、人口減少社会における農山漁村の活性化であります。

第十は、林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進であります。

CJSTなど新たな製品・技術の開発・普及の加速化、木質バイオマスの利用促進等により、新たな木材需要を創出してまいります。また、多様な

てまいります。

第五は、農林水産物・食品の高付加価値化等の推進であります。

農林漁業成長産業化ファンドの活用による六次産業化や医療・福祉など多様な異業種との連携を進めています。また、先端ロボットなど革新的技術の開発・普及等により、高付加価値化を加速してまいります。

第六は、日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進であります。

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承を進めてまいります。また、国別・品目別輸出戦略を着実に実行するため、米や畜産物などの品目別輸出団体の育成や輸出対応型施設の整備等を支援してまいります。併せて、食のインフラシステムの輸出や国際空港近辺における輸出拠点化構想づくりを支援してまいります。

第七は、生産振興対策であります。

第八は、食の安全・消費者の信頼確保であります。

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承を進めてまいります。また、国別・品目別輸出戦略を着実に実行するため、米や畜産物などの品目別輸出団体の育成や輸出対応型施設の整備等を支援してまいります。併せて、食のインフラシステムの輸出や国際空港近辺における輸出拠点化構想づくりを支援してまいります。

第九は、人口減少社会における農山漁村の活性化であります。

第十は、林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進であります。

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承を進めてまいります。また、国別・品目別輸出戦略を着実に実行するため、米や畜産物などの品目別輸出団体の育成や輸出対応型施設の整備等を支援してまいります。併せて、食のインフラシステムの輸出や国際空港近辺における輸出拠点化構想づくりを支援してまいります。

ござりますけれども、いろいろ調整とお願いをしていらっしゃるという現状でございます。

○横山分科員 予想以上に少ない人数のお答えだと思いますけれども、どんどん積極的に人数をふやしていくて、外国人がどんどん来てスムーズに入出国できるように、ぜひお願いしたいと思います。

何点か質問させていただきましたけれども、御丁重にお答えいただきまして大変ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

大変ありがとうございました。

○石原主査 これにて横山博幸君の質疑は終了いたしました。

次に、藤野保史君。

○藤野分科員 日本共産党の藤野保史です。

大臣 大変お疲れのことと思いますが、私が最後

後ですので、よろしくお願ひいたします。

私は、北陸信越ブロックの選出で、新潟を初めとして米どころがたくさんござります。

して、その県でも農業、農家が地域の経済と社会と文化を支えている、こういう地域でございます。その農業が、今、安倍政権のもとで大きな曲がり角に立たされているというふうに思います。

きょうは、この問題を幾つかの角度からお伺い

したいと思っております。

まず確認なんですが、国連は昨年を国際家族農業年というふうに指定をいたしました。これは、世界どこでも農業が家族経営によって支えられてるからだというふうに思います。全農家に占める家族経営の割合は、フランスで七割、アメリカで八割、ドイツ、イギリスでも九割、そして、日本でも九割というふうになつております。

そこで、農水省にお伺いします。

国連は、この国際家族農業年に先立つて二〇一一年十二月に決議を上げていると思うんですが、どういう内容で、日本政府はどのような態度でしようか。内容をこちらで言いましょうか。

では、中身的には二〇一一年十二月に決議が

行われていまして、前文がありまして、そこには国際家族農業年を設定した背景として、第五パラグラフにおいて、家族農家や小規模農家が食料安全保障の達成を目的とした持続可能な食料生産の基本であるというふうに認定といいますか、確認をしております。

小規模農家や家族農家が持続可能な食料生産の基本である、この点についての日本政府の態度についてお答えください。

○今城政府参考人 國際家族農業年についてのお尋ねでございます。

委員おっしゃるとおりでございます。総会決議、二〇一一年におきまして、「農家と小自作農は食料安全保障を達成することを目的とする持続可能な食料生産にとって重要な基礎であることを確認し」という文言がございます。

まさに、私ども、そういうことも踏まえまして、昨年の国際農業年ということに関しまして、二十一世紀の家族農業に関する会合ですか、そういうものに積極的に参画してきたということであり、また、食料安全保障と貧困の撲滅に大きな役割を果たすということを広く世界に周知させることや、各國のそれぞれの取り組みを奨励するということで制定された家族農業年と認識しております。

して、まさにそのとおりだというふうに考えております。

○藤野分科員 日本国政府もこの国連決議を支持していると。つまり、家族農業や小規模農家が持続可能な食料生産の基本であるということだと思います。

こうした、家族農家を初めとする農家を応援する政治が求められていると思います。私も先日お話を伺つたある農家の方は、せめて二、三年後の見通しが持てるような交付金、こういったものも考えてほしい。こういう要望をいただきました。

しかし、実際には、まさにその交付金につきましても、直接支払い交付金はなくしていくといふ方向でありますし、全体としては、小規模農家、農村全体の所得を今後十年間で倍増させることを目指す、こう書いてきたわけございます。

やはりこれは、需要の拡大、これは国内外でござりますが、輸出の促進や、それから、国内の例えれば介護食品向けといったような需要を質、量とともに拡大していくこと、また、農地集積によって生産コストの縮減をするということで所得を増大させる。

また、農業の直接の所得の増大に加えて、加工、直売の取り組みの推進、農家民宿、こういったところで都市と農山漁村の交流の促進、こういうことをやることによって、いわゆる六次産業化と言わせておりますが、こういうことでござります。

また、現在は食料・農業・農村基本計画の見直し作業を行つておりますが、いろいろな地域別また品目別の具体的なモデルもつくりながら、施策の具体的な方向性というものを示してまいりたいと思っております。

○藤野分科員 今、大臣からさまざまなもの模型が示されました。中で、農地の集積といふこともお話をありました。さきほど多くの議員からこの農地集積につきましてはお話をあつたと思うんですけども、私もやはりこの問題は非常に重要だといふふうに思つております。

これも富山でお聞きした話であります。現地では今でも集約化の圧力といふのはすごいんだとお話を聞いてまいりました。こうおっしゃつておられるんですね。小さい田んぼじゃだめだ、個人個人じゃだめだ、もつとでかくやれ、こういう指導者が物すごく入るというお話をでした。物すごく指導者が入る、こういう表現なんですね。県だつたり土地改良区だつたり、主体はさまざまでしょうかれども、末端はそういうことになつていて。しかしながら、実際には、まさにその交付金につきましても、ここに、今お話しのあつた、農業、農村全体の所得を今後十年間で倍増させることを目指す、こう書いてきたわけございます。

そこで農水省にお聞きしたいんですが、農地の集約、いろいろな質問がありまして、いろいろな方策があるということなんですが、私がお聞きし

していく、あるいは、家族経営を応援しながら、そこをしっかりと支えながら大規模化の一歩にも政治が応えていくことであれば、こうした声は出てこないと思うんです。

なぜこういう声が出てくるかといえば、実際に需給調整にも手をつけてない、米価暴落が大変な状況だ、その上に交付金もいすれなくなっていく、小規模ではやれない、家族では見通しが持てない、やる気が失われる。これが一方であるもとで、たゞで大規模化してやる、ただで集約化しろ、こういうやり方で、じやあといって取りまとめてやっている方なんです。やっている方から、これは何のためなんだ、結局企業参入の地ならじやないか、こういう声が出ているというのは、私は本当に深刻な事態だと思いますし、そう思うのも当然じやないかと思うんです。

やはり、今は農政が余りに小規模農家や家族農家に冷たい、一方で集約化、ですからそういう声が生まれるんじやないでしょうか。

○林務大臣 まず、七千五百円とか一万五千円の交付金でございますが、これは民主党時代に始まつたものでございまして、規模の要件がございませんので、規模がいかに小さかるうと大きかるうとなくなります。したがつて、先ほど來の御質問を聞いておりますと、むしろ中規模の方の方が経営に対する影響は大きいんだという御指摘もあつたところでございます。

一方で、今どのぐらいの程度の集積かということもござりますけれども、規模を集積していくことによって単位当たりの生産コストが下がつてくといふことでござりますので、農家の所得があえていくということをやはり目指していくべきであらうというのが我々の考え方であります。

そこで、地ならしという言葉がありましたが、農地を所有できる法人である農業生産法人、これの要件につきましては、昨年六月に政府・与党の取りまとめをいたしまして、今月、法制度の骨格を決めさせていただきましたが、この法人が六次

産業化等を図つて経営を発展させようとする場合の障害を取り除く、こういう観点で、役員の農作業従事要件とか構成員要件の見直しをしたところですこざいますので、何か、企業が入つてくるための準備をしているということではないということは申し上げておきたいと思います。

○藤野分科員 一方で、農地集約という、ある意味文字どおりの地ならしというものが進んでいるということと、同時に、今安倍政権が進めている国家戦略特区についてもお聞きをしたいと思うんです。

先ほど、企業参入の地ならしということとあわせて、要は特区の地ならしをしているんだということも声として御紹介しましたけれども、この特区、実は、私の地元であります北陸信越ブロックの新潟市が農業特区として選定をされておりま

す。兵庫県の養父市と並びまして、新潟が平地の特区、養父が中山間地の特区ということなんですね。簡潔に内閣府にお答えいただきたいんですが、この新潟と養父それぞれ、農業生産法人として今参入しているのはどのような企業でしょうか。

○富屋政府参考人 お答え申上げます。

国家戦略特区についてのお尋ねでござりますが、農業関係の特例を盛り込んだ国家戦略特別区域計画につきましては、まず、養父市は平成二十六年の九月九日と平成二十七年の一月二十七日に、また、新潟市は平成二十六年の十二月十九日に内閣総理大臣の計画の認定を受けたところでござります。

このうち、お尋ねの農業生産法人に係る農地法等の特例に関しましては、新潟市では、株式会社ローン、株式会社新潟麦酒の二社が認定された区域計画に位置づけられております。また、養父市では、有限会社新鮮組、株式会社近畿クボタ、吉井建設有限会社、オリックス株式会社及びやぶ

○藤野分科員 要するに、ほとんどが株式会社。養父の場合、八のうち二だけが有限会社で、あと全部株式会社、新潟もローンと新潟麦酒という株式会社ということで、当初の狙いどおり、株式会社が参入をしているわけです。

私たちも、安倍総理はよく民間企業の創意工夫ということを強調されるわけですから、それ自身を否定しているわけではありませんが、ただ、どんなに創意工夫にあふれた企業でも体力が続かなくなるということがあるわけで、要は、そうなったときに踏ん張れるのかということが問題だと思います。

実際、これまで、日本各地で参入した株式会社が撤退するという例が生まれております。有名な話ですけれども、電子機器のオムロンや、あるいはワタミ、あるいはユニクロ、こうした名立たる企業が農業に参入して、一年半とか三年とか非常に短期間で撤退しているという事が実際起きているわけです。ですから、持続可能な農業といった場合には、坦々手たり得るのかという点でやはり非常に問題だというふうに私は思います。

そして、この新潟の特区は決して全面参入ではありませんで、まさにまだアリの一穴といいますか、非常に限られた参入になつております。

例えば、先ほどお話しありました農業生産法人の要件、いろいろな要件がありますけれども、今回は役員要件の緩和といふことで、いろいろな役員さんの中で一人だけ農業従事者がいればいいということの緩和なんですねけれども、もともと新潟市などが規制緩和を希望として当初挙げていたのは、いわゆる出資要件そのものを変えてくれといふことで、こちらの方が本丸といふうに本人たちもたびたび言っております。

そういう点では、まさに、小さく産んで大きく育てるというのがこの特区の特徴なわけで、地元に受け入れやすいものからやって、後はどんどん広げていこうというのを北陸、信越でやろうとしているということで、絶対に許せないなというふうに思つてはおります。

ただ、この特区というのはまだ具体化がこれからということで、質問に当たつてレクをしたんですけども、中身もまだこれからということですで、きょうは、私からは、プロセスについての準備をしておきたいと思います。

○林務大臣 これは前も聞かれたことは寒はございますが、自民党の中からも。

国家戦略特別区域会議というのがございまして、ここには、必要に応じて、関係行政機関の長や、区域計画等に関し密接な関係を有する者を加えることができると書いてござります。

また、総理の下に国家戦略特別区域諮問会議ということで、ここに、総理、官房長官、担当大臣、また、指定する国務大臣ということで、関係大臣も必要に応じて参加をして同意をする、こういう仕組みになつておりますので、そういう形でしっかりと、この私も農林水産業を所管する大臣として、農林水産業の健全なる発展と両立するように見て

まいりたいと思っておるところでござります。

○藤野分科員 私もその質疑を押読したんですねけれども、大臣は、閣議決定で自分がしつかり物を申すんだということ、あわせて、今おっしゃられた。いろいろな会議に臨時議員として参加されるということをおっしゃつていらっしゃいました。率直に言つて、本当にそれで大丈夫なのかなというふうに私は思ったので御質問しているんです。

といいますのも、閣議決定の場というのは、もうそこまで行つたら本当にもう大変なことで、そこに行く前にいろいろやることがあるんじゃないのか。あるいは臨時議員としての参加も、今いみじくもおっしゃいましたけれども、議長である總理が必要があると認めたときに初めて参加が認められるという限定つきであります。大臣がみずから会議に乗り込んで発言されるということであればあれだと思うんですけれども、呼ばれたときだけ行くということでは、実際的には何の担保にもならないのではないかでしようか。

一方では、大臣が先ほどおっしゃったように、現場でどんどん話が進んでいるわけです。新潟では昨年、もう二回、おっしゃられた区域会議が行われております。これには、いわゆる国家戦略特区諮問委員の有識者である八田達夫さんとかコマツの坂根さんとか、そういうまさに推進の方ばかりが現地に行ってどんどん議論されている。中身は本当に追加の規制緩和の話ばかりなんですね。

そういう点では、本当にこれでは農家の声が反映しない。中央でも反映しないし地方でも反映しないというふうになります。

この新潟市が特区に選定された昨年三月二十八日に市長が記者会見されたんですが、これには、先ほど触れましたけれども、新潟経済同友会の筆頭代表幹事の池田弘さんが同席をされておりまます。農業特区に関する記者会見なのに、農家の代表はいなくて、地元同友会の代表幹事が共同出席される。しかも、その代表幹事はこうおっしゃつ

たんですね。プレーヤーは誰かとなると、経済人なのです。これからやるのは経済人だ。できるだけやりやすい枠組みを市とともに進めていくと豪語されました。

本当にそういう意味では、国レベルでは辛うじて大臣がおっしゃつたような関与ができるかもしません。しかし、現場ではまさに経済人がプレーヤーだ。名実ともにそくなっている。これで本当に持続可能な農業ができるのか。私は絶対できないというふうに思います。

そういう点では、本当にこの問題、改めて大臣にお聞きしたいんですが、この問題というのは、まさに農家の立場に立つた政策というのが今ほど求められるときはないというふうに思うんです。

先日、私、三月に長野県のあるJAの代表理事組合長にお会いをしてじつくりお話を聞きました。農業は、岩盤の上に土壤があつて初めて成り立つんだ、岩盤のないところに農業は成り立たないんだ……。

○石原主査 藤野君、申し合わせの時間が既に来ておりますので、まとめていただけますか。

○藤野分科員 はい、もう終わります。

冒頭申し上げましたけれども、二〇一四年は国際家族農業年です。そして、ことし二〇一五年は国連の国際土壌年に指定をされています。岩盤があつて、土壤があつて初めて農業は成り立つ。そういう意味では、岩盤規制を掘り崩すという見当違ひの政策を転換して、今頑張っている家族農業や小規模農業を応援する政策への転換を強く求め、質問を終わります。

○石原主査 これにて藤野保史君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして農林水産省所管についての質疑は終了いたしました。

この際、一言御挨拶申し上げます。

議事を滞りなく終了することができました。(アド)

たんですね。プレーヤーは誰かとなると、経済人なのです。これからやるのは経済人だ。できるだけやりやすい枠組みを市とともに進めていくと豪語されました。

これにて散会いたします。

午後八時七分散会